

公告第九八二号

この組合の規約を左記のとおり変更するの  
で健康保険法施行令第三条第二項の規定によ  
り公告する。

記

(介護保険料額の負担割合)

第四五条の二

介護保険料額の一・五一分の〇・九三六は  
事業主、一・五一分の〇・五七四は被保険者  
において負担する。

(施行期日)

この規約は、平成二九年四月一日から施行  
する。

添付書類

新旧条文対照表

平成二九年三月二四日

愛知県農協健康保険組合理事長 吉田 濱

